

# インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します

今年は、新型コロナワクチン接種とインフルエンザ予防接種の受けるタイミングにご注意ください。  
費用の請求は令和4年3月まで、となっていますので早めに会社へ提出しましょう。

(健康保険組合への請求は会社でとりまとめるようお願いいたします。)

対象者

当健康保険組合に加入している被保険者(本人)・被扶養者(家族)の方

実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日(補助額の請求はお早めに)

補助限度額

1人につき2,000円まで(年1回)

## 請求方法



1

「インフルエンザ予防接種」を受けて「領収書」をもらいます。

2

被保険者(本人)が、「領収書(※)」のコピーを会社の担当者へ提出します。  
担当者は「インフルエンザ予防接種費用請求書」に「受診者一覧表」と「領収書コピー」を添付し、健康保険組合へ請求します。

3

健康保険組合から、請求書に記載された指定口座に補助金をお振り込みします。

領収書の例(※)

領収書に必要な内容が書かれているか確認しましょう(記載もれが多いのでご注意ください)

※個人情報保護法により、当健康保険組合から病院等へ領収書内容について問い合わせができません

## 領収書

健保 太郎 様

¥9,900(税込)

但し、インフルエンザ予防接種の代金として ※1

太郎 様 3,300円  
花子 様 3,300円  
※2 一郎 様 1,650円  
二郎 様 1,650円

健康保険病院

左記領収書の場合、補助額として  
**7,300円**[2,000円2人、1,650円2人分]が  
健保組合へ請求できます。

## レシートの場合

【領収書】【病院名】の印字がない場合は、  
補助の対象となりません。  
病院等に【領収書】を発行していただく必要があります。  
(記載もれが多いのでご注意ください)

新型コロナワクチンと  
インフルエンザ  
予防接種の受ける  
タイミングは？



原則として、**新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは同時に接種できません。**互いに片方のワクチンを受けてから(新型は2回目接種後)2週間後に接種できます。【厚生労働省HPより】

新型コロナワクチンの接種日を確認する必要がありますので、詳しくはインフルエンザ予防接種を行う病院等にご確認ください。